

# 行政を県民の手に取戻すために

## — 宮城県の食糧費問題 —



仙台市民オンブズマン報告集会 ('95. 4. 5)



仙台市民オンブズマン報告集会 ('95. 4. 5)



仙台市民オンブズマン  
弁護士  
吉岡 和 弘

1 宮城県財政課等の食糧費問題が明るみに出てから3ヵ月が経過しました。この間、多くの県民の方々から仙台市民オンブズマンに対し様々な情報提供や励ましの言葉を頂きましたが、とりわけタイアップグループからは要所要所で多額のカンパを頂いたり、活動面でのご援助を頂きました。まさにタイアップグループにおんぶにだっここの状態と言えましょう。心から感謝申し上げます。

全国各地でオンブズマン活動を展開している弁護士から「仙台市民オンブズマンはどこに活動資金があるのですか。どうしてこんなに活発に活動できるのですか。」などと質問されたりしますが、私たちは、その質問を受ける都度、タイアップグループの存在を誇らしげに語り、各地の弁護士らが羨ましそうな顔をするのを不謹慎ですが楽しんでいます。それというのもタ

イアップグループのお蔭です。重ねがさぬ有難うございます。

2 さて、皆さん、5月19日に県監査委員がカラ飲食等に関する監査結果を発表した際の記事をお読みになりましたでしょうか。県監査委員は、当初予想していたとおり、さしたる調査もないまま行政を免責するに等しい監査結果を出しましたが、記者会見に臨んだ阿部光郎監査委員は、記者からの質問に対し「懇談の相手方は多忙だ。事情を聞くのは失礼と考えた」「店からの請求書に不備があったので県が請求書を書

**オブズマン**

NO. 2 / 1995年6月15日(木)

発行 仙台市民オンブズマン  
仙台市民オンブズマンタイアップグループ

〈事務局〉 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F  
宮城地域自治研究所内  
TEL・FAX (022) 261-5029

換えたとしてもやむを得ない措置だった」などと述べ、記者から「請求書が廃棄されているのにどうして不備があったと言えるのか」と質問されると、同委員は「財政課が不備というから不備と考えた」などと応えたそうです。なんとも呆れた話ですが、これが行政のチェック機関としての役割を県民から付託されている県監査委員の現状です。しかも、その2日後には県監査委員事務局の食糧費支出文書が開示されました。なんと同事務局もまた請求書を書換えたり支払を遅延させたりしていた実態が明らかになりました。これでは監査委員が食糧費問題の真相を究明できる筈もないのではないかと妙に納得してしまった次第です。

私の事務所には20日付記事を読み「これじゃ給料泥棒じゃないですか」と電話をくれた方がいます。私も全く同感です。県監査委員は県民が期待している事案究明という監査業務を全く懈怠した結果、私たちは必要以上の労力等の出費を余儀なくされる訳ですからこうした監査委員の義務懈怠は損害賠償ものではないかという声も一部オンブズマンから上がっています。しかも、監査委員は行政と一定距離を置いた位置づけの機関ですから、監査委員が他と懇談を行って飲酒費を費消することなど本来ありえない筈なのに、1人6,000円の弁当を食べたり、1人1万円台の飲食を行ったりしていたことも発覚しています。財政課や秘書課などと違った論点が浮び上がってくるかと思います。監査委員はどの様に弁解するつもりでしょうか。



3 ところで、どうして行政はこんなに県民から遠い存在になったのでしょうか。その背景に中央集権的地方行政の問題があるかと思います。いわゆる三割自治、補助金行政、中央役人の人的配置等の問題が独立した眞の地方自治の遂行を妨げているものと思われます。中央役人や議員に対する接待づけ行政の問題や、ひたすら行政を追認するばかりで「眠る議会」とやゆされる地方議会の空洞化問題はこうした体制から生まれてきます。その結果、他県が接待する以上我が県もより一層の接待をしなければという妙な理屈と慣行がはびこり、多額の接待交際費を捻出するために食糧費の項目に潜り込ませなどの違法な手口がまかりとおることになったのです。

4 地方分権法が制定される過程で多くの識者から三割自治や補助金行政等の弊害が指摘されましたし、いずれ地方分権法の具体的手法が示されると聞いていますが、私たちオンブズマンは、そうした大上段からのアプローチではなく、むしろ県民にとって最も身近で切実な問題である税金が県民に見えるところで正しく効果的に使用されているかどうかをチェックするという手法で「行政を県民の手に取戻す」ことができないかと考えてみました。勿論、私たちには監査委員のように強い調査権限や多額の予算、多人数のスタッフを持ち合せてはおりません。私たちオンブズマンの武器は抜け穴だらけの情報公



↑ 全国市民オンブズマン連絡会議幹事会  
(於・名古屋 '95.3.18)

開条例ただ一つですし、金もなく、人もなく、武器もないという、なんとも脆弱な組織で「行政を県民の手に取戻す」ことができるかどうかは心許ない限りですが、私たちオンブズマンとタイアップグループとの議論の中から生まれるアイデアと良識ある県民からの物心両面にわたる支援と情報提供を頼りに頑張って見ようと思込んでいます。

5 ある自治体の幹部は「なんで東京に再三通い詰め、あんな大学出立ての若僧に頭を下げて回ったり愛想笑いで接待せんならんのか。オンブズマンはもっともっと食糧費問題にメスを入れてほしい。期待している。」などと本音を漏らしています。7月29日、30日には名古屋で全国の市民オンブズマンが集い、食糧費問題で経験交流を行うことになっています。そこでは、監査委員制度の欠陥、地方議会の空洞化と活発な議会の復権、接待行政と贈収賄問題、情報公開制度の充実拡充策などを討論する予定です。



開示請求の資料の山を前に！  
全国市民オンブズマン連絡会議打合せー仙台・自治研にて  
(東京・大阪・名古屋の市民オンブズマンと仙台市民オンブズマン)

6 3ヵ月前に発覚した宮城県の食糧費問題はお隣りの山形県や秋田県をはじめ全国の自治体に飛び火し各自治体はその対策におおわらわということです。また、各地で中央官僚や議員らの接待自粛が始まっているそうです。

県民による行政監視こそ県民のための行政を実現する決定打となっていることを私たちに実感させます。今後とも、より一層のご支援とご協力をお願い申し上げる次第です。

以上

## 絶対に面白い！青葉山、大年寺山公園用地買収訴訟

### タイアップグループで裁判傍聴ツアーをやろうよ！



タイアップグループ会員  
せとかつえ

5月15、16日、仙台地方裁判所において青葉山、大年寺山公園用地買収訴訟の証人尋問が行われた。以下は、裁判所に傍聴に行くのは初めてという一人の庶民の、当日のミニ・ドキュメント。

15日午後3:10前 内部事情のわからない善良な庶民は、裁判所受付で、「エー、青葉山訴訟の証人尋問は、どこで行われるのですか」と、聞く。制帽をかぶった受付氏は、「4階の404ですね。傍聴券は発行しておりませんので、そのままお入り下さい」と、応対は穏やかであった。

3:00 エレベーターで4階に。案内図によると右手が法廷。左手は書記官室、地裁民事部裁判

官室になっている。法廷に向かって歩くと、傍聴についての注意書きが目に止まる。緑色のアクリル板に白文字で詳細に記してあるから、一応默読。まわりを見渡すと、天井は一般ビルより高く、4階にはナンバー、401から405までの5つの法廷がある。そのいずれにも、プライバシーや人格権の保護、警備を目的としたものか、仕切りがあり、1メートルほど奥に、開閉可能な覗き窓つき入口が2つずつある。一つは当事者入口であり、もう一つは傍聴人口である。廊下には人の気配がない。

3:05 「その日」の404法廷での開廷事件は13件。裁判長は信濃孝一、と記載されている。本件は「その日」の最後の事件。中からドヤドヤと人が出てきた。一時、ざわめきが廊下を走る。

3:10 入れ替わるように、廊下を急ぎ足で訪れたオンブズマンの複数の弁護士が入廷した。本件は3:15開廷の予定。後を追うように数人が傍聴人口より入廷。私たち庶民も入廷。

3:15 塇上に裁判長と2名の裁判官。一段下に2名の書記、対峙して証人が着席。傍聴人席から見て右に仙台市側の弁護人6人、左にオンブズマン側の弁護人8人、傍聴席48席のうち、18の席が埋まる。マスコミ関係者5名は大学ノートを広げた。

3:20 突然、裁判長をはじめ傍聴人を含めたすべての人々が起立した。慌てて起立し一礼する。これが開廷。着席。信濃裁判長が、証人の身元を尋ねる。名前、生年月日、職業など。証人はものおじすることなく平静に答える。その後、裁判長が証人に對し「うそをいわないという誓いをして下さい」と、極めて分かりやすい言葉を使って証人に話した。同時に起立。慌てて、また起立。証人が宣誓文を讀んでいる間、起立している。この辺が「遠山の金さん捕り物帳」のお裁きと違うところ。日本的には、起立ではなく、「へへイ」と土下座する。

それから40分間。松澤弁護士が、一定のリズムと「ね！」「か？」等の語尾に特徴のある話方で証人に尋問。内容をかい摘まんてしまえば、平成5年3月31日まで財政部用地部長であった証人が、青葉山の土地取得にどのように関わったか、取得金額決定は部長の判断か、判断の材料となる土地鑑定士との関わり方、取得価格が予算をオーバーした場合、行政事業予算との整合性はどのように変化するシステムか、等の点についてである。

4:05閉廷。9月4日、1:45から1時間の予定で反対尋問が行われる。

続いて、5月16日大年寺山公園用地買収問題を巡る証人尋問が102法廷で1時30分から4時まで行われた。裁判長は石井彦壽。証人は不動産鑑定会社の代表者。尋問は原告・被告の両代理人（弁護士）である。

ちなみに、弁護士の数は、原告側が手弁当のオンブズマン弁護士11人、訴えられた側の仙台市関係者並びに不動産鑑定会社の弁護士17人。

折り畳み椅子を持ちこんでの、賑やかさである。傍聴席は、この豪華面々が参加の法廷にかかるはず数人。もったいないことである。普段お目にかかることのない弁護士先生が勢揃いしているのに……。

高まる期待のなかで、尋問が始まった。証人は被告弁護士の尋問の当初において、昭和58年から事件が発覚した平成5年3月まで、仙台市から依頼された不動産の鑑定を行っており、以後は、自ら「不本意な仕事をしてしまったと感じたため」、仙台市の請負契約更新を断念した、と述べており、初めから、「その不本意な仕事」がどのようにして発生したかを告白するつもりでいたようである。

被告にとって、不利な証言の数々が飛び出すのは当然の成り行きであった。

つまり、疑惑の鑑定は、不動産鑑定会社の社員（屋代光一市会議員の後援会会員）と親交のあった市会議員の口利きで始まり、異例の高値鑑定をせざるを得なかったというもの。鑑定書は、事前に仙台市職員から、地権者が指示した一坪50万円以上の価格を指示されたが、現地調査の結果、大部分が市街化調整区域であり、どう考えてもそれほどの高値をつけられる土地でないため、鑑定士としての倫理上からも妥当な評価額1坪10万9600円を指示した。

しかし、仙台市担当者にとって、その数字は論外であったためか、取り合ってもららず、紹介者の市会議員にその旨を報告したところ、むしろ、高値鑑定を説得され、結果的に坪56万の数字になったというのである。

反対尋問は6月27日の1時30分からの予定。これはどうしても、タイアップグループが音頭をとって「裁判傍聴ツアー」を企画したほうがいいだろうと思うが、いかがだろ。絶対に生法廷は面白い。やみつきになりそうだ。しかも、それぞれが専門分野でご活躍のグループ員であるから、傍聴後の感想を持ち寄ったら、市政、行政改革の指針さえ指示できそうである。そのためあえて、現場報告に止め筆者の感想は控えた次第。（せと記）



合同新年会（'95・1・27）

# 知事の交際相手75%が判明（平成4年度知事交際費）



仙台市民オンブズマン  
事務局次長  
**庫山 恒輔**

宮城県情報公開審査会の答申を受けての、新しく拡大さ

れた開示方法での知事交際費（平成元～4年度）の内容が、5月23日に示された。これによって、祝儀・餞別などの相手個人名を除いては、知事（当時の本間知事）の交際相手が明らかになったわけである。開示を受けた際の私の個人的感想は“予想以上に開示幅が広がった”ということであった。調べてみたところ、平成4年度の場合全ての項目のうち75%が開示されたことになる。相手は誰か。予想通り政治家が多く、それは件数で31%、金額で32%を占めている。いわく、○○県議新年会、○○県議と語る新春の集い、愛知会新年会、三塚会新年会等々。いずれも会費名目の支出である。これだけこまめに県議などとの“つきあい”をやっておれば、知事の議会対策などお手のものであろう。知事と県議会との間の緊張関係など生まれるはずもないと納得してしまうほどだ。

ここまで開示幅が拡大されると、全面公開までもう一息だ。全国的には逗子市、那覇市などで全面公開されているわけだが、それによって相手方にも行政にも支障が出たという話はついぞ聞いたことがない。全面公開に向けてのわれわれのとり



情報公開条例を使って入手した宮城県の内部文書をチェックする仙台市民オンブズマンとタイアップグループのメンバーら=同県庁にて（「中日新聞」5月16日付）

くみと、知事の英断が待たれるところである。

ところで、ここまでくるには随分と時間がかかった。われわれが知事交際費の開示請求をしたのは忘れもしない1993年6月29日。あの石井前市長逮捕の日だ。異議申立てが8月13日（第1次）と17日（第2次）。9月には本間前知事の逮捕もあり、出直し知事選で当選した浅野知事の開示枠の拡大もあったが、それは仙台市に右ならえて独自の判断というにはほど遠いものであった。意見書の提出・意見陳述を受けて審査会の審議が続けられたが、交際費についての最高裁の判決（大阪府・栃木県）もあり、審査会の判断が注目されるところとなった。審査会の答申は、もちろん最高裁判例の枠に制約されている点もあるが、実質的な判断では公開枠の拡大に積極的な方向を示すものともなった（もちろん、全面公開でなく、知事等の懇談についての判断には同意しがたい点もあるが）。

今回の交際費開示枠の拡大の決定を受けて、注目される点の1つは、仙台市がどういう対応を示すかである。2つは、浅野知事が食糧費の相手方の開示にこれまでと違った対応を示すかどうかである。今のところ両者とも前向きの対応の姿勢は明確には示されてはいないが、いずれ何らかの変化は必然であろう。

開かれた行政の実現。それはそう簡単にできるものではないが、今回の公開枠の拡大はわれわれのとりくみの1つ1つがその途を切り開くものとなるであろうことを実感させる。

12版▲ 1995年5月24日 小説日 朝日新聞

主な高額支出の件数  
日付 金額 施行 (会員登録オフィスラブ)  
90-5-1 約17万 合 賛 (会員登録オフィスラブ)  
90-10-5 約10万 助 手 (会員登録オフィスラブ)  
91-3-15 10万 会 員 (松浦氏) \*個人と河井開示  
91-3-15 10万 会 員 (河井開示)  
91-3-20 10万 会 員 (河井開示)  
91-3-20 10万 会 員 (河井開示)  
91-8-1 20万 食糧費 (東北地方太平洋沖地震)  
91-10-17 10万 会 員 (自民党公認候補の慰労会)  
92-2-1 10万 会 員 (自民党公認候補の慰労会)  
92-5-12 20万 会 員 (大蔵文子氏)  
92-8-23 10万 せん別 (自民党公認候補の慰労会)

知事交際費  
範囲拡大、個人名も一部  
政界との交際目立つ  
新基準適用し開示  
「朝日新聞」5月24日付

# 「仙台市民オンブズマン」の活動

94.10.18～95.6.15

- '94. 10. 18 仙台市用地調整課食糧費一部開示  
 19 仙台市長交際費一部開示（9月分）  
 24 知事交際費一部開示（9月分）  
 26 オンブズマン10月例会
11. 1 大年寺山（鑑定料返還）公判、大年寺山（対職員・鑑定業者）公判  
 “ 県知事・仙台市長交際費（10月分）、県秘書課・仙台市秘書課食糧費開示請求  
 7 大年寺山公判（対壳主）  
 10 青葉の森整備事業住民監査請求  
 11 仙台市訪欧団費用開示請求  
 14 青葉山公判  
 15 青葉山鑑定書部分開示請求  
 16 仙台市長交際費一部開示（10月分）  
 22 知事交際費一部開示（10月分）  
 29 オンブズマン11月例会
12. 6 仙台市秘書課食糧費一部開示  
 12 青葉山公判  
 13 大年寺山（鑑定料）公判、大年寺山（対職員・鑑定業者）公判  
 “ 仙台市食品衛生協会関係資料開示請求  
 16 仙台市長交際費一部開示（11月分）  
 “ 仙台市顧問報酬非開示問題意見書提出  
 19 大年寺山（対壳主）公判  
 20 県平成5～6年度秘書課食糧費一部開示  
 21 仙台市訪欧団費用一部開示  
 22 県知事交際費一部開示（11月分）  
 26 オンブズマン12月例会・忘年会
- '95. 1. 5 (仙)仙台市食品衛生協会関係資料一部開示、  
 県知事・仙台市長交際費（12月分）開示請求、  
 県・仙台市平成5～6年度広報課食糧費開示請求  
 16 オンブズマン・タイアップ合同新年会打ち合せ  
 17 仙台市訪欧団費用一部開示（追加）  
 20 県財政課食糧費（平成5～6年度）一部開示  
 21 オンブズマン新年会打ち合せ  
 23 県知事・市長交際費（12月分）一部開示、  
 仙台市広報課食糧費（平成5～6年度）一部開示、  
 県秘書課食糧費（平成5～6年度）一部開示異議申立書提出  
 27 仙台市庶務課食糧費（平成5～6年度）一部開示、  
 仙台市人事課食糧費（平成5～6年度）開示請求  
 “ オンブズマン・タイアップ合同新年会  
 2. 3 県知事・市長交際費（1月分）開示請求  
 6 県財政課食糧費（平成4年度）・JR駅北部再開発ビル（昭和60年度）開示請求  
 7 大年寺山（鑑定料）公判、大年寺山（対職員・鑑定業者）公判  
 8 県広報課食糧費（平成5～6年度）一部開示、  
 県市町村課食糧費（平成5年度）開示請求  
 9 オンブズマン2月例会  
 10 県財政課食糧費（平成5年度）の支払執行文書開示請求  
 13 青葉山鑑定書非開示処分取消し訴訟提訴  
 “ 大年寺山（対壳主）公判  
 “ 仙台市人事課食糧費（平成5～6年度）一  
 部開示、JR駅北部再開発ビル（昭和60年度）一部開示、仙台市財政課食糧費（平成5～6年度）・JR駅北部再開発ビル（昭和61～63年度）開示請求  
 13 県財政課食糧費についての聴き取り調査  
 17 県財政課食糧費問題打ち合せ  
 20 県財政課食糧費問題記者会見  
 2. 22 県財政課食糧費情報全面公開の申入れ（対県知事）  
 “ 県知事・仙台市長交際費（1月分）一部開示・県平成5年度企画調整課他2課食糧費開示請求  
 27 仙台市顧問報酬問題意見陳述  
 “ JR駅北部開発ビル（昭和61～63）一部開示、JR駅北部再開発ビル（平成元～2年度）開示請求  
 “ オンブズマン緊急例会  
 28 県平成5年度社会課他7課食糧費開示請求  
 3. 1 県財政課食糧費情報非開示回答についてのコメント発表  
 2 “ 処分取消し訴訟打ち合せ  
 3 県財政課食糧費情報非開示処分取消し訴訟提起  
 4 タイアップグループ資料発送作業  
 6 青葉山公判  
 10 オンブズマン3月例会



オンブズマン例会（'95.4.5）

- 13 JR駅北部再開発ビル（平成元～2年度）一部開示、県財政課平成4年度食糧費一部開示、県知事・仙台市長交際費（2月分）・県平成5年度用地課他3課・仙台市都市計画課他1課食糧費開示請求、JR駅北部再開発ビル（平成3年度）開示請求  
 14 県平成5年度市町村課他1課食糧費一部開示、平成5年度財政課食糧費支払関係資料一部開示、県平成5年度水資源課他2課食糧費開示請求  
 16 県議（現職・立候補予定者）へのアンケート（財政課食糧費問題）についての記者会見  
 18 全国市民オンブズマン連絡会議幹事会  
 20 県財政課食糧費問題住民監査請求  
 22 県平成5年度総務課他3課食糧費一部開示  
 23 県財政課食糧費について議会事務局で聴き取り調査  
 24 仙台市長交際費（2月分）一部開示、県平成5年度会計課他5課食糧費一部開示、平成5年度仙台市東京事務所食糧費開示請求  
 27 「住民監査請求書の補正について（通知）」の撤回および監査のあり方についての申し入れ・記者会見

- 27 県平成 5 年度耕地課他 8 課食糧費開示請求  
 28 大年寺山（鑑定料）公判、大年寺山（対職員・鑑定業者）公判  
 " 食糧費等調査改善委員会の公開についての申入れ・記者会見  
 29 県知事交際費（2月分）一部開示  
 30 オンブズマン緊急例会  
 " 平成 5 年度県人事課食糧費、食糧費等調査改善委員会第 1 回会合開示請求  
 4. 5 オンブズマン 4 月例会  
 " 食糧費問題緊急市民報告会  
 7 平成 5 年度県都市計画課他 4 課食糧費一部開示  
 10 平成 5 年度県建築宅地課他 3 課食糧費一部開示、平成 5 年度県 8 土木事務所食糧費開示請求、仙台市長交際費（3月分）開示請求  
 11 平成 5 年度県河川課他 3 課食糧費一部開示、平成 5 年度県空港対策課食糧費開示請求、県知事交際費（3月分）開示請求  
 13 食糧費住民監査請求打ち合せ、平成 6 年度県財政課食糧費開示請求  
 15 食糧費住民監査請求意見陳述打ち合せ  
 17 食糧費住民監査請求意見陳述  
 " 仙台市都市計画課他 1 課・東京事務所平成 5 年度食糧費一部開示、JR 駅北部再開発ビル（平成 3 年度）一部開示、平成 5 年度仙台市下水道局総務課他 1 課食糧費開示請求、JR 駅北部再開発ビル（平成 4 年度）開示請求  
 20 食糧費等調査改善委員会第 1 回会合一部開示、仙台市長交際費（3月分）一部開示、平成 5 年度県教育委員会保健体育課他 14 課・室食糧費開示請求  
 21 県情報公開審査会知事交際費についての答申提出・オンブズマン記者会見  
 22 オンブズマン食糧費についての分析・検討会  
 25 食糧費全国一斉開示請求  
 " 平成 5 年度監査委員事務局他 5 課食糧費開示請求、平成 5 年度仙台市都市整備局交通計画課他 6 課食糧費開示請求  
 26 県平成 5 年度耕地課他 4 課食糧費一部開示  
 27 県平成 5 年度蚕糸園芸課他 4 課食糧費一部開示  
 " 中日新聞大森記者オンブズマンについて取材  
 28 県秘書課食糧費異議申立意見書提出についての打ち合せ  
 5. 1 オンブズマン・タイアップグループ会報 No. 2 編集会議  
 " 平成 5 年度県中小企業課他 6 課食糧費開示請求  
 2 県知事交際費（3月分）一部開示、平成 5 年度県 8 土木事務所他 1 課食糧費一部開示、平成 6 年度県財政課食糧費一部開示  
 " 平成 5 年度県政策企画課他 33 課・室食糧費開示請求  
 11 県監査委員に筆跡鑑定書提出  
 15 青葉山情報公開公判、財政課情報公開公判、大年寺山（対壳主）公判、青葉山公判（証人尋問）  
 " 知事交際費異議申立についての決定  
 " 県知事交際費（平成 5 ・ 6 年度、平成 7 年  
 4 月分）・仙台市長交際費（4月分）開示請求  
 5. 16 大年寺山（対職員・鑑定業者）・大年寺山（鑑定料）公判（証人尋問）  
 " 平成 5 年度仙台市街路課他 1 課食糧費一部開示  
 18 平成 5 年度・6 年度県秘書課・財政課・東京事務所食糧費開示請求  
 19 県財政課食糧費問題監査結果通知、記者会見  
 22 県平成 5 年度教育庁総務課他 4 課食糧費一部開示  
 23 県平成 5 年度教育庁生涯学習課他 4 課食糧費一部開示、知事交際費（平成元～4 年度）一部開示  
 " 県財政課食糧費住民監査請求関係資料開示請求  
 " オンブズマン 5 月例会  
 24 県平成 5 年度管財課他 4 課食糧費一部開示  
 25 県平成 5 年度森林保全課他 4 課・局食糧費一部開示  
 26 仙台市平成 5 年度交通計画課他 6 課食糧費一部開示、JR 駅北部再開発ビル（平成 4 年度）一部開示、同平成 5 年度開示請求  
 29 仙台市長交際費（4月分）一部開示、県平成 5 年度労政福祉課他 4 課食糧費一部開示、食糧費等調査改善委員会第 1 回会合議事概要開示  
 30 県平成 5 年度環境生活総務課他 5 課食糧費一部開示  
 31 県平成 5 年度生活衛生課他 4 課食糧費一部開示  
 6. 1 平成 5 年度県政策課他 5 課食糧費一部開示、県知事・仙台市長交際費（5月分）開示請求  
 3 会報発行打合せ  
 " 全国民オンブズマン連絡会議打合せ  
 5 平成 5 年度県医療整備課他 4 課食糧費一部開示、県監査委員事務局食糧費（平成 4 ・ 6 年度）開示請求、県財政課調査依頼文（平成 6 年度）開示請求  
 6 平成 5 年度県出納局管理課他 4 課食糧費一部開示  
 " 開かれた行政をつくる岩手の会発足総会  
 7 平成 5 年度県人事委員会事務局他 3 局・室食糧費一部開示  
 9 県知事交際費（平成 5 ・ 6 年度、7 年 4 月）一部開示、平成 5 ~ 6 年度県秘書課・財政課・東京事務所食糧費一部開示、県財政課調査依頼文（平成 6 年度）一部開示  
 11 県財政課食糧費住民訴訟打合せ  
 12 " " 提訴  
 " 県財政課食糧費住民監査請求関係資料一部開示  
 15 県食糧費調査改善委員会第 2 回会合一部開示  
 " 会報「オンブズマン」No. 2 発行

# タイアップグループ報告

タイアップグループ副会長 河村直人

タイアップグループが発足して約1年が経過いたしました。発足時129名の会員でしたが15名が新たに加入され現在の会員数は144名です。

会報No.1発行から半年が経過し、その間仙台市民オンブズマンと連動しさまざまな活動をしてまいりました。県の財政課に端を発した食糧費問題では、情報公開条例に基づき全課の食糧費の公開を求め6月7日に全ての課の食糧費が公開されました。交付を受ける際コピー代として1枚30円の経費がかかりそのため会員の皆様にカンパを要請しましたところ409,220円が寄せられ、全額仙台市民オンブズマンに寄付をいたしました。大変ありがとうございました。また、財政課の食糧費の監査請求にタイアップグループから5名が名を連ねました。月1回のオンブズマン例会にはタイアップグループから常に4~5名の会員が参加しております。

次年度については、現在進行中の裁判の傍聴ツアー、仙台市民オンブズマンとの交流会・報告会・新年会、市民オンブズマン全国大会参加ツアー、等の様々な企画を予定しております。

なるべく多くの会員が、オンブズマンと意見交換できるような方向にいたしたいと思っております。ご協力をお願いいたします。新規会員の獲得も積極的に進めたいと思っておりますので1会員1名の新規会員の加入をお願いいたします。

## 仙台市民オンブズマン

- (1) 加入資格：仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。
- (2) 会費：年10,000円  
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。
- (3) 活動内容：年2回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随時発行する。  
市民の為の公開講座などを開催する。  
その他の事業の企画、実施。
- (4) 総会：年1回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。
- (5) 役員：
  - 会長 1名
  - 副会長 若干名
  - 会計 1名
  - 会計監事 2名

★1995年1月27日

オンブズマン・タイアップグループ新年会  
於：ホテル仙台プラザ  
参加：仙台市民オンブズマン 17名  
タイアップグループ 60名

★1995年4月5日

仙台市民オンブズマン報告集会  
於：仙台シルバーセンター  
参加者 約80名

## 裁判傍聴ツアー

6月27日（火）13:30から  
大年寺山訴訟証人反対尋問  
裁判所1Fホールに集合

## 〈タイアップグループ役員〉

会長 佐久間 敬子  
副会長 河村直人  
" 日出雄平  
" 三塚芳徳

## 〈会費納入先〉

七十七銀行本店  
(普通) 6530010  
仙台市民オンブズマン・タイアップグループ

## タイアップグループ会則

- (6) 役員会：必要に応じて開催する。
- (7) 事務局：事務局長（オンブズマンの事務局次長が兼任する）  
事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28朝市ビル3階とする。
- (8) 会計について：年会費のうち、30%についてはオンブズマンへの支援金として拠出する。協賛金からの特別拠出金については、必要に応じて随時役員会において決定の上支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。